

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 土 屋 晴 巳

## 定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

## 1 監査の対象

鹿野総合支所

地域政策課、市民福祉課 産業土木課

教育委員会事務局鹿野総合出張所

## 2 監査の範囲

令和2年4月（一部平成31年4月）から令和2年9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

## 3 監査の実施期間

令和2年11月13日から令和3年1月22日まで

## 4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

鹿野総合支所

地域政策課

## (1) 収入事務

ア	指摘事項	自動販売機取扱料の免除について、適正な手続が実施されていないものがあつた。
	措置状況	今後は適正な手続を行います。

## (2) 契約事務

ア	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが執行されているものがあつた。
---	------	---

	措置状況	今後は年度開始後に見積合わせを執行します。
--	------	-----------------------

教育委員会事務局熊毛総合出張所

(1) 支出事務

ア	指摘事項	補助金について、補助金等交付規則に基づく交付事務が行われていないものがあった
	措置状況	適正な交付事務を実施しました。